

第2節 交通安全思想の普及徹底

種 別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部交通戦略課・警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

- (1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化
- (2) 指導者の育成と資質の向上
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実
- (4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底
- (5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

2 計画の内容

(1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化

就学前の幼児と母親を対象とした幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成を促進するとともに、既成クラブに対する育成指導を強化する。

(2) 指導者の育成と資質の向上

市町交通指導員、各クラブ指導者を対象に合同研修会を開催するほか、指導資料を作成して資質の向上を図る。

(3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実

市町、幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）等を通じて、交通安全教育を効率的に実施するためのビデオ、DVDおよび資料等を提供し、幼児に対する交通安全教育を推進する。

(4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底

県が実施する幼児を持つ親を対象とする事業の中で、交通安全の重要性を指導する。

(5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

日常の保育活動や遊びの中で、交通安全に関する注意力、事故防止等、幼児の交通安全教育を推進する。

また、保育所の通所時および所外活動における安全の確保等について、指導監査時や通知等により要請する。

交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所等と連携した交通安全教室等の実施に努める。

種 別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔イ 児童に対する交通安全教育〕

(1) 児童の発達段階に応じた交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者および自転車の利用者としての必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における

る危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力等を高める。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実
- (3) 児童の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立
- (5) 児童に対する啓発の推進

児童が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないよう
に啓発を進める。特に、自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー
指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、
教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別
活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に
努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

・交通安全教育指導者講習会 平成30年8月2日開催予定

ウ 歩行者および自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道
路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高
めるため、小学校と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げ関
心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ P T A、地域、関係団体との連携

(3) 児童に対する啓発の推進

ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指
導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立小学校に送付して、
その中で交通安全について児童・保護者への啓発を依頼し、児童が被害者にも
加害者にもならないようとする働きかけを行う。

イ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等に
ついて、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

ウ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。

(4) 学校、P T A等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請

(5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事 務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 中学生に対する交通安全教育〕

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生

活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する際は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにする。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会等の充実
- (3) 生徒の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理指導体制の確立
- (5) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないよう啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

- ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。
- イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。
 - ・交通安全教育指導者講習会 平成30年8月2日開催予定
- ウ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校と連携した自転車教室等の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ P T A、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立中学校に送付して、その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

- ア 教育委員会、自治体に対する情報提供を行う。
- イ 自転車乗車用ヘルメットの着用の推進および自転車安全利用五則の周知と被害軽減効果の周知に努める。
- ウ 交通事故を起こした場合の損害賠償、刑事罰の内容を取り入れた交通安全教育を実施する。
- エ 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- オ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。
- カ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔エ 高校生に対する交通安全教育〕

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任をもって行動することができる健全な社会人を育成する。

(2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会等の充実

(3) 生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施

(4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立

(5) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。また、滋賀県公立高等学校 P T A 連合会からの要請を受けて、連携して「3 + 1 ない運動」を進め、自動二輪車等の事故防止に努める。

(6) 視聴覚教材の活用による効果的な交通教育の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の実施

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

・交通安全教育指導者講習会 平成30年8月2日開催予定

ウ 自転車の利用者として必要な知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校と連携した自転車教室に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ P T A 、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての県立高等学校に送付して、その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会、自治体に対する情報提供を行う。

イ 自転車の損害賠償責任保険の普及促進に努める。

- ウ 交通事故を起こした場合の損害賠償、刑事罰の内容を取り入れた交通安全教育を実施
- エ 近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視し、危険な飲酒運転等の交通違反を許さないという意識の醸成をはじめとする交通安全教育を行う。
- オ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。
- カ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。
- キ 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、教育委員会事務局生涯学習課

1 計画の実施方針および重点

〔オ 成人に対する交通安全教育〕

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化
- (4) 効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

県が実施する研修会等において交通安全に対する認識を深めるように呼びかける。

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかける。

(3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路の利用形態別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交通安全に関する資料の提供など積極的な支援を行う。

(4) 効果的な交通安全教育の推進

ア 対象別に、より交通実態に即した実践的な交通安全教育を継続的に推進する。

イ 関係機関・団体等との連携による計画的な交通安全教育を推進する。

ウ 成人から高齢者に至るまでの段階的に創意工夫した交通安全教育を実施する。

エ 県、市町、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を図る。

オ 指導者の育成、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図る。

カ 運転者教育に関しては、安全運転意識の醸成および危険予測・回避能力の向上を図る観点から、免許取得前教育、免許取得時教育、免許取得後の再教育の充実を図る。

キ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と正しい自転車の乗り方、マナーの徹底および自転車の損害賠償責任保険の普及促進を図る。

ク 事業所主体による自動車および自転車安全教育の支援

ケ 講習は、安全運転に必要な技能・技術および危険予測・回避能力に関する講習、交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さを理解させる講習、交通安全意識・交通マナーの向上および交通ルールを遵守させるための講習等を行う。

- コ 自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。
- サ 視聴覚ライブラリー（しが生涯学習スクエア）において、交通安全や自転車の正しい乗り方に関する視聴覚教材を整備・貸出。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔カ 高齢者に対する交通安全教育〕

- (1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み（医療福祉推進課）
- (2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化（医療福祉推進課）
- (3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進（交通戦略課）
- (4) あわない・起こさないシルバー無事故運動の実施（交通戦略課）
- (5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進（交通企画課、交通戦略課）
- (6) 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施（交通企画課、交通戦略課）

2 計画の内容

(1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み

「高齢者の交通事故防止」をレイカディア大学必修講座として開講し、「自分の身は自分で守る」という意識を高めるとともに交通安全思想の普及を図る。

講座名「高齢者の交通安全」

時間数：草津校・米原校それぞれ 2 時間

(2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化

ア 県老人クラブ連合会が開催する滋賀県老人クラブ大会や各種研修会等において、高齢者の交通事故防止について啓発して会員の意識高揚を図るとともに、各市町の老人クラブ連合会等での積極的な交通安全研修会の実施につなげていく。

イ 県老人クラブ連合会が発行する広報紙「いきいき近江」等を活用して交通安全県民運動の関連記事等を紹介する等、注意喚起するとともに、安全意識の高揚に向けて広報活動を実施する。

(3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進

高齢者に対して実地体験を交えた交通安全教室が実施できる交通安全指導員を養成する。

また、高齢者の交通安全教育指導員によって地域の高齢者を対象とした実地体験学習事業が開催されるよう支援する。

(4) あわない・起こさないシルバー無事故運動の実施

高齢者自らが交通事故防止活動に積極的に参画し、地域ぐるみで交通安全意識を高めることにより交通事故防止を図るため、7月から10月までの4ヶ月間、無事故運動を実施する。

(5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

高齢者に対しては、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が道路における交通行動におよぼす影響や走行車両の直前直後横断等の高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させるように努める。

運転免許を保有していないなど交通安全教育を受ける機会が少なく、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者および自転車利用者の心得や、運転者側から見た歩行者の危険行動等について理解させる。

高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、危険予測訓練等の参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。

(6) 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全団体で組織された民間の交通安全教育チーム等による交通安全教室の開催や、各地域において交通安全教育の受講機会が少ない高齢者を中心とした家庭訪問を実施し、事故実態に応じた具体的な個別指導・助言を行い交通安全パンフレット、反射材用品等を配布する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、健康医療福祉部障害福祉課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 障害者に対する交通安全教育〕

障害者に対する実践的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

障害者に対する実践的な交通安全教育の推進

障害者等に対する生活訓練の一環として、歩行訓練、体験会の開催など、関係機関・団体等と連携し、実践的な交通安全教育を実施する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ク 外国人に対する交通安全教育〕

外国人に対する効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

雇用者に対して、外国人向けの資料等を積極的に提供し、日本の交通ルールに関する知識の普及を図る。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔ケ 自転車利用者に対する交通安全教育〕

自転車安全利用指導員による自転車の安全で適正な利用に向けた交通安全教育および広報啓発活動を行う。

2 計画の内容

・知事より委嘱を受けた「自転車安全利用指導員」が、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業等で自転車交通安全教室の実施、街頭等における自転車条

例の周知を呼びかける啓発および自転車安全利用の指導の実施等を行う。

・学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進する。

　スタンスマンによる事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。

種 別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

自転車の交通安全教育の充実

2 計画の内容

- ・子どもの自転車の安全利用を推進するため、学校における自転車安全教育の充実と「子供自転車大会」への積極的な参加要請を行う。
- ・小学校、中学校および高等学校等の教育機関における自主的な自転車安全教育の実施や警察と連携した自転車教室の授業等への組込みについて、教育委員会や各学校に強く要請する。
- ・ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生のリスク、事故の加害者になった場合の責任の重大性および損害賠償保険等への加入の必要性について理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動となるよう工夫する。
- ・被害軽減対策として、幼児・児童およびその保護者はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメットおよび幼児を自動車に乗車させる場合のチャイルドシートの着用を促すため、映像や資料等を活用した効果的な活動を推進する。

種 別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関	土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

高齢者の交通安全指導員養成事業

2 計画の内容

高齢者の交通安全指導員養成事業

指導員養成委託 クレフィール湖東交通安全研修所 40人

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部交通戦略課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進〕

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進
- (2) 近江路交通マナーアップ運動の実施
- (3) ハイビーム切替え運動の実施
- (4) 前照灯早め点灯運動の実施
- (5) 自転車安全利用の推進